

# 海上の森保全活用計画 2035（案）



海上の森

2026 年 3 月



## ----- 目 次 -----

### 序章 「海上の森保全活用計画 2025」10 年間の成果と検証

1 愛知万博記念の森としての保全	1
(1) 実績	1
(2) 事業展開・整備活動の検証	1
ア 海上の森の地域区分	1
イ 地域区別別の検証	4
① 施設ゾーン	4
② ふれあいの里	4
③ 生態系保護区域	5
④ 恵みの森	5
⑤ 循環の森	5
⑥ 野鳥・古窯の森	6
ウ 自然環境の保全の検証	6
エ 自然共生サイトの認定	6
2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり	8
(1) 実績	8
(2) 事業展開の検証	8
① 体験学習の実施	8
② 人材の育成	9
3 その他の実績や課題及び検証	9
(1) 海上の森の取組や成果の普及・情報発信の取組	9
(2) 施設の整備と運営	9
(3) 協働・連携の推進	10
(4) 海上の森の新たな活用	10

## **第一章 保全活用計画 2035 の位置づけ**

1 保全活用計画策定の趣旨及び性格	11
2 保全活用計画の期間	11
3 保全活用計画の対象区域	11
4 海上の森保全活用計画 2035 のコンセプト	12

## **第二章 海上の森の自然的・社会的条件**

1 海上の森の概要	14
(1) 地形・地質	14
(2) 森林	15
(3) 湿地	17
(4) オオタカ・ハチクマを中心とした猛禽類	18
(5) ムササビを中心とした哺乳類	19
(6) ホトケドジョウの生息状況	20
2 海上の森の社会的条件	21
(1) 地勢	21
(2) 歴史	21
(3) 交通	21
(4) 土地利用規制	21

## **第三章 海上の森の保全と活用のための基本的事項**

1 愛知万博記念の森としての保全	22
2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり	22

## **第四章 海上の森の保全と活用のための取組の内容**

1 愛知万博記念の森としての保全	23
------------------	----

(1) 課題及び取組の基本的方向	23
(2) 地域区分別の事業展開	24
(3) 地域区分別の整備方針	25
① 施設ゾーン	25
② ふれあいの里	25
③ 生態系保護区域	27
④ 恵みの森	32
⑤ 循環の森	33
⑥ 野鳥・古窯の森	35
(4) 自然環境の保全	38
① 自然環境の調査	38
② 自然環境の維持保全	39
③ 研究者間の情報共有	39
④ 自然環境情報等の収集整理・情報発信	39
2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり	39
(1) 課題と取組の基本的方向	39
(2) 具体的取組	40
① 体験学習の実施	40
② 人材の育成	41
③ 多様な主体の参加の促進	42
3 海上の森の取組や成果の普及・情報発信	42
4 施設の整備と運営	44
(1) あいち海上の森センター本館	44
(2) 遊歩施設	46
(3) 里山サテライト	47
(4) その他	47
5 運営協議会の設置	48

## **第五章 協働・連携の推進**

1 県民参加組織との協働	49
(1) 協働を進める県民参加組織	49
(2) 協働の位置づけと役割分担	49
(3) NPO 法人海上の森の会との協働	51
2 地域との連携	51
3 小中高等学校・大学との連携	51
4 森林や里山に関する関連施設等との連携	52
5 海上の森アカデミー修了生の活動との連携	52
6 企業等との連携	53
(1) 企業連携の必要性	53
(2) 連携する企業側のメリット	53
(3) 企業側との連携方法	54
7 海上の森サポートー登録制度	55

## **第六章 計画の進行管理**

1 計画の実行	56
2 計画の進行管理	56
3 取組の実施状況の周知・情報発信	56

## 序章 「海上の森保全活用計画 2025」10 年間の成果と検証

この 10 年間、「あいち海上の森条例(平成 18 年 3 月 28 日 条例第 5 号)」に基づき、海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたって保全するとともに県民が自然と触れ合い、交流するための場として、また県内の身近な森林、農地、水辺等における自然環境の適正な保全のための取組等を促進する場として活用してまいりました。こうした取組の主な成果と検証は以下のとおりです。

### 1 愛知万博記念の森としての保全

あいち海上の森センターでは、海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたって保全していくために、自然環境や森林の状況を継続的に調査・観察するとともに、その状況や特性に応じた保全と活用を行ってきました。

#### (1) 実績

##### ○ 自然環境調査

- ・森林、湿地、鳥類及び外来生物生息状況のモニタリング調査（5年又は10年ごと）
- ・猛禽類（オオタカ、ハチクマ等）、希少動物（ムササビ）（毎年）、希少魚類（ホトケドジョウ）生息状況及びその水環境調査（H28～R1）
- ・海上の森の会による生物季節調査（339回、5,736人）、モニタリングサイト 1000 里地調査

##### ○ 森林の整備

- ・人工林の間伐 目標 40ha, 2024までの実績 43.07ha
- ・海上の森の会による森林整備（333回、3,305人）、保全活動（25回、307人）
- ・大学や企業連携等による森林整備

##### ○ 農地の整備

- ・作業体験農地の管理 目標毎年 0.3～0.5ha、実績 0.21～0.41ha
- ・農地管理、ため池管理
- ・企業連携等による農地の活用 4件、0.04ha

#### (2) 事業展開・整備活動の検証

##### ア 海上の森の地域区分

自然環境や植生、土地利用または活用の面からこれまで海上の森を 6 つの地域に区分し、それぞれの特性を踏まえた保全と活用を行ってきました。

各地域区分は、図 1 のとおり「①施設ゾーン」、「②ふれあいの里」、「③生態系保護区域」、「④恵みの森」、「⑤循環の森」、「⑥野鳥・古窯の森」としています。

また、各地域区分の特性は表 1 のとおりです（面積は全体面積約 510ha の内訳）。

図1 海上の森の地域区分図

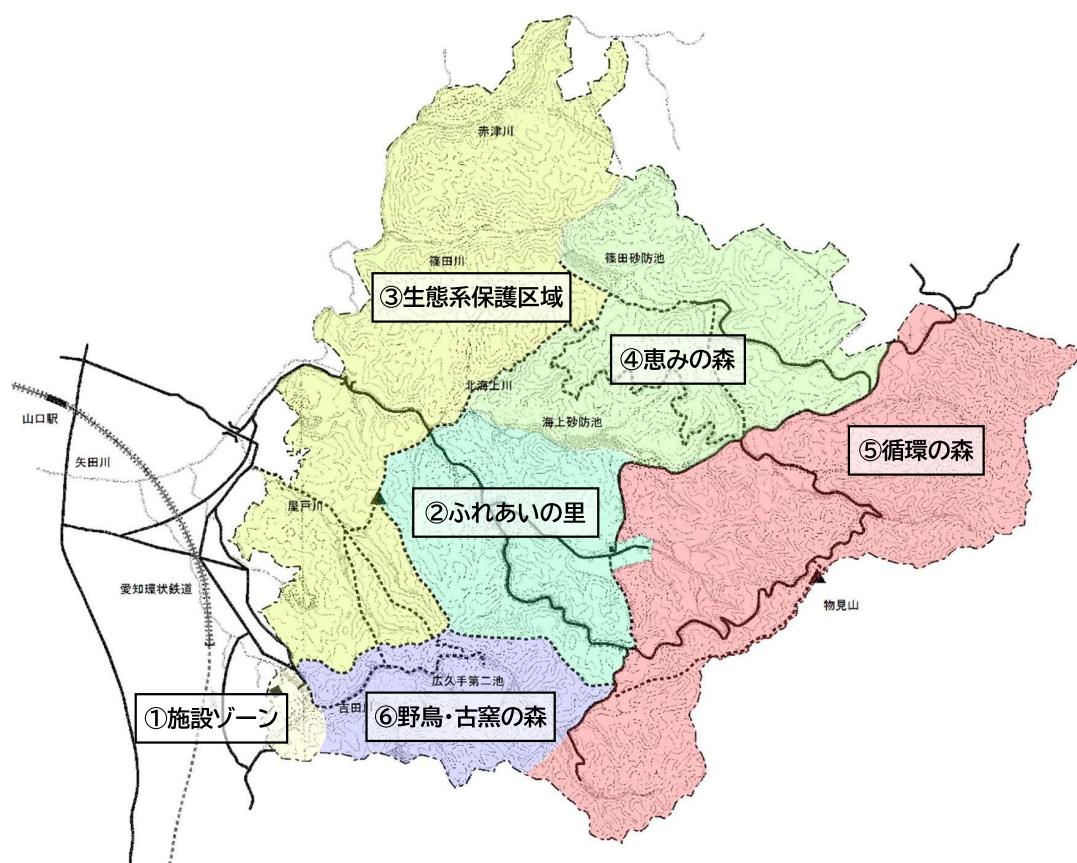


表1 地域区分と特性

地域名	区域	面積(ha)	特性
①施設ゾーン 	あいち海上の森センター区域	5	愛知万博の会場地であり、瀬戸愛知県館を改修した本館を中心に海上の森の拠点となる区域
②ふれあいの里 	集落・農地を中心とした区域	43	里山としての暮らしや景観が残っており、海上の森での取組の核となる区域
③生態系保護区域 	屋戸川・寺山川流域及びその北部の区域	166	貴重な動植物の生息生育環境を有しており、その環境を維持保全することが特に必要な区域 (海上の森自然環境保全地域 127.85ha 指定)
④恵みの森 	北側一帯の広葉樹林を主体とした区域	96	高齢化した広葉樹が多く、緩斜面では、里山として管理・活用できる区域
⑤循環の森 	東側一帯の人工林を中心とした区域	148	針葉樹の人工林が大半であり、手入れの必要な林分が多くを占めており、育成と資源循環を図る区域
⑥野鳥・古窯の森 	吉田川流域の広葉樹林を主体とした区域	52	高齢の広葉樹林が占め、古窯も存在しているところから、観察・学習などの活動を行う区域

## イ 地域区別別の検証

### ① 施設ゾーン

遊歩施設の森林は、開放的空间の創出や里山の見本となる景観の保全整備を図る区域です。

歩道沿いの景観の保全整備は、企業連携等による森林整備や遊歩道整備が行われ適切に実施できましたが、樹木の高木化による物見の丘の眺望妨げや木造施設の老朽化が課題となっています。

今後も海上の森センターから近いというメリットを生かし、企業、団体等との協働で森林整備や遊歩道整備を推進することが必要です。

木造施設の老朽化については、利用者の安全にも関わることから、適切に点検及び維持管理を実施する必要があります。

### ② ふれあいの里

ふれあいの里は、生物多様性や里山景観の維持のため、農地及びため池の維持管理を実施するとともに、周辺の森林を適切に管理する区域です。

体験学習に用いる農地は、隣接する森林の整備が進まず光環境が悪化していることや、管理作業を担う海上の森の会会員の高齢化、県の予算削減等を背景に、年々減少傾向にあります。また、体験学習用以外の農地は、一部は企業連携等で活用されていますが、多くは未用地となっており、草刈等で景観の維持がなされています。

イノシシによる遊歩道などの施設や農地への被害が発生しており、農作物の収穫に影響が出ています。さらに近年はニホンジカの目撃情報が多くなっており、生育する植物や農作物への被害が危惧されます。

県有地内にモザイク状に存在している民有農地においても耕作放棄地が増加し、草刈り等の管理もされていない農地が増加しており、イノシシ等の野生動物の隠れ家になっているとの指摘もあります。

2009年に作られたため池は、当初は水田での水利用と生物多様性の確保が目的でしたが、休耕田の増加により今では水利用の目的は失われています。しかしながら生物多様性の確保の重要性は変わらないことから、適切な維持管理が求められています。

ふれあいの里の森林はスギ・ヒノキの人工林と広葉樹林で構成されています。森林整備はN P O 法人海上の森の会による間伐やコアジサイの保全活動のほか、企業連携による除伐などの森林整備が実施されてきましたが、農地南側の斜面に生育する人工林が高木化しており農地の耕作に影響を与えていることが課題となっています。

これらの変化に対応するため、農地、ため池、農地周辺の森林を包括した調査と、保全・整備の方針を見直す必要があります。

### ③ 生態系保護区域

生態系保護区域は県の自然環境保全地域に指定されている区域であり、貧栄養な湧水に涵養される湿地が多数存在する等、特異な動植物が生息・生育しています。この区域では専門家の意見を聞きながら湿地保全活動や森林整備によるシデコブシの保全活動を実施してきました。生態系保護区域は、一体的にまとまって保全すべき区域で、引き続き愛知県自然環境保全地域として保全を図ります。

### ④ 恵みの森

恵みの森は、広葉樹を中心とした森林で、一部に針葉樹の人工林や針広混交林が見られる区域です。人工林については計画的に間伐を実施できましたが、伐採木の搬出と活用は一部に限られ、今後の課題となっています。

針広混交林の一部で強度間伐や小面積皆伐を実施し、萌芽更新等による植生変化や回復状況などを調査する計画でしたが、実施はできませんでした。

広葉樹は大径木化により伐採作業が困難なことや、落葉広葉樹の老木化で伐採後の萌芽更新が難しいことが実施にあたっての課題となっています。

広葉樹の成長や常緑樹の増加に伴い、光環境の低下が見られ、明るい環境を好む昆虫等への影響や、タケ・ササ等の侵入が懸念されます。

湿地では、常緑広葉樹の侵入や乾燥化が進んでおり、湿地内及び周辺の森林の伐採も必要です。

針広混交林や広葉樹林の整備については、多様な目的や考え方があることなどが、整備が進まない一因でもあり、他の区分においても同様です。このことから、まず森林の現況を把握する調査を実施するとともに、有識者、一般県民等、多様な人々の意見を聞いた上で整備計画を定め、小面積で多様な試験的整備を複数進める必要があります。

また、これらにより整備された森林と手を入れていない森林とを比較して、再度有識者等による評価を受け、他の森林整備に役立てていくことも大切です。

伐採された広葉樹材の利活用も課題であり、特に湿地周辺では、貧栄養状態を保つため、搬出し利活用する必要があります。

### ⑤ 循環の森

循環の森は針葉樹の人工林を主体として構成されており、素材生産のための健全な森林づくりを目標とする区域です。60年生以下の森林については、計画的な間伐で適切な森林管理を実施してきましたが、まだ不十分なところがあります。また、伐採木の利用は現在一部に限られていますが、さらに搬出と有効活用を進めていく必要があります。

高齢級の森林において択伐や小面積皆伐とその後の植栽による資源循環型の施業を計画していましたが、搬出路やコストに課題があり、検討のみで実施には至りませんでした。

今後は現地調査や搬出方法の検討を行い、他の区域の人工林も含めた森林経営計画を策定するとともに、補助金等を活用して、計画的に施業を実施していく必要があります。

また、計画に基づき適切に管理された森林と、手を入れていない森林が比較できる展示林をつくり、森林整備の必要性のPRや人材育成に活用していく必要があります。

なお、企業連携活動における森林整備では、企業が林業経営体に委託して間伐を行い、その伐採木を活用する新たな活動が始まりました。

#### ⑥ 野鳥・古窯の森

野鳥・古窯の森は、広葉樹の大木を残し、植生遷移に委ねる区域です。そのため積極的な伐採は控え、危険木などに限定した伐採を行ってきました。かつてアカマツ林だったエリアでは、松くい虫による被害等によりアカマツが少なくなり、広葉樹に遷移が進んでいます。また落葉広葉樹林は常緑広葉樹の森林に遷移しつつあります。

### ウ 自然環境の保全の検証

森林や湿地、貴重種などの自然環境の様々な調査を県委託調査として計画どおり実施しました。また、海上の森の会の協力による生物季節調査やモニタリングサイト1000、職員による自主調査により海上の森内の動植物の動向を把握することができました。

調査結果によれば、この10年間で森林・里山環境に大きな変化は見られなかったものの、植生遷移に伴う湿地の衰退や消失、環境の変化による動植物の生息・生育環境の変化が確認されています。今後は湿地周辺の森林の伐採などを通じて、湿地の保全に取り組む必要があります。

なお、調査結果については調査報告書等を通じて広く情報発信できました。

また、高木の大径化や植生遷移が進行し、林冠から日光が差し込む明るい林から、暗い林へと環境の変化が進んでおり、里山の明るい環境に依存してきた動植物の生息・生育環境の低下が懸念されます。

外来種については、これまで放逐や移植を禁止してきましたが、アレチヌスピトハギ、メリケントキンソウなどの外来植物の侵入やアライグマ、アカボシゴマダラなどの外来動物の生息が確認されており、在来の動植物や生態系への影響が危惧されています。

自然環境の調査は、県だけでなく、大学等研究者や海上の森の会など多様な主体により実施されてきましたが、研究フィールドの重複などに関する情報共有が研究者間で十分に行われていない実態があり、協議会等の設置を求める声が上がっています。

動植物の密猟や盗掘については、海上の森の会などからの情報提供を受けて、看板設置や見廻りを実施してきましたが、被害は継続しており、対策の強化が課題となっています。

柵の設置によりマウンテンバイク等の走行はなくなりましたが、依然として人による林地や小規模で脆弱な湿地への立ち入りが発生しており、自然環境への影響が懸念されています。今後は利用者へのマナー遵守の徹底を図る必要があります。

### エ 自然共生サイトの認定

自然共生サイトとは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を認定する国の取組で、2023年度から始まりました。

2025年4月に新たに施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等

に関する法律（令和6年法律第18号）」（以下「地域生物多様性増進法」）では、この取組が法制化され、海上の森はこの法に基づき2025年9月に自然共生サイトに認定されました。

今後は認定された増進活動実施計画に沿って、生物多様性の維持等に必要な取組を継続的に実施していく必要があります。

認定により、海上の森に対する県民や企業の関心が高まることで、利用者の増加や保全意識の向上につながるとともに、企業連携の拡大や、企業等の海上の森の会に対する支援につながることが期待されます。

## 2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

あいち海上の森センターは、森林や里山の展示・情報を学習できる公の施設として、また、海上の森の保全と活用を促進する拠点としての機能・役割を果たすために、県民が自然とふれあえる体験学習や里山保全活動の担い手を育成してきました。

### (1) 実績

#### ○ 体験学習の実施

- ・あいち海上の森センター 2016 年度から 2024 年度の実績
  - 里と森の教室、調査学習会、森のがっこう・森のようちえん…延べ 117 回、3,819 人参加
  - ・県民参加組織等による活動
    - 海上の森の会による自然ウォッキング、木工芸教室、四季のイベント、森であそぼ！、ツアーガイドなど…延べ 446 回、6,357 人参加
    - NPO チームばんどりや海上の森アカデミー修了生による環境教育プログラム

#### ○ 人材の育成

- ・あいち海上の森大学…2016 年度 修了生 29 名。
- ・人と自然の共生国際フォーラム…2016 年度 800 人参加。
- ・海上の森アカデミー…2017 から 2024 年度の実績
  - 森の保育者養成講座・森の自然教育コース…修了生 86 名
  - 森女養成コース…修了生 84 名、里山暮らしコース…修了生 90 名
  - その他、基礎講座、アドバンスクラスを開催

### (2) 事業展開の検証

#### ①体験学習の実施

里と森の教室では、里山での活動に必要な技術を習得するために、年 10 回以上の米づくり・野菜づくり体験や森林整備を行ってきました。教室参加者から指導者になる人も現れていますが、全体的に指導者の高齢化が課題となっています。

調査に必要な知識の習得のための調査学習会は、年 3 回程度の計画だったものの、2020 年度以降は開催できませんでした。自主的に活動できる人を育成するためにもプログラム再開が求められます。

児童・幼児が自然に触れ合う経験ができるキッズアカデミー（森のがっこう・森のようちえん）は年 2 回の計画でしたが、2020 年度（令和 2 年度）から年 1 回の開催となりました。参加者の一部はその後も海上の森で活動する NPO チームばんどりの活動に参加し、海上の森での遊びを通して自然と触れ合うとともに、森林整備活動などを行っています。

その他にも、生木を活用したグリーンウッドワーク講座や、海上の森の会による自然ウォッキングや木工芸教室、里の文化を体験できる四季のイベントが開催されて、さまざまな形で県民が自然に触れあうことができる機会を提供できました。

## ② 人材の育成

海上の森アカデミーは、2016 年度まで開催された海上の森大学の後継として、2017 年度に始まりました。海上の森を始めとする県内外の森林・里山において、環境学習活動、森林育成活動、里山保全活動などを実践する人材を育成することが目的で、森の保育者養成講座（2018 年度からは森の自然教育コース）、森女養成コース、里山暮らしの 3 コースを開催してきたほか、基礎講座などを開催しました。

海上の森アカデミーの修了生は各地で活躍していますが、海上の森においては団体を設立して幼児向けの自然体験イベントを開催したり、森林整備や東屋の建設などを実施しているほか、海上の森アカデミーの講師を担うなど活動を広げています。海上の森を保全していくためにも、今後はこれまで以上に海上の森で活動する人材の育成が求められます。

また、人と自然の共生国際フォーラムやミニセミナーの開催により県民が海上の森や人と自然の関係などについて学び、考える機会を創出することができました。

協働の中心的役割を果たす県民参加組織 NPO 法人海上の森の会では、会員の高齢化が進み、今後里山保全活動等を実践する人材の減少が見込まれることから、人材の育成はますます重要になっています。

## 3 その他の実績や課題及び検証

### （1）海上の森の取組や成果の普及・情報発信の取組

海上の森での取組や成果は、Web サイト、SNS、ムーアカデミー通信により情報発信し海上の森の理解と普及に繋げてきました。

また自然環境の調査結果を海上の森調査報告書や Web サイトで情報発信してきたほか、海上の森の会の生物季節調査の結果を本館や里山サテライトで配布し、写真を SNS に掲載するなどして情報発信しました。

今後はイベントの様子や自然情報など、海上の森に足を運びたくなる情報についても SNS 等を活用し、より高い頻度で発信していく必要があります。

愛知万博から 20 年経過し、万博会場変更に至る経緯を知らない世代も増えています。海上の森がどう守られたかを伝承することも、あいち海上の森センターの新たな役割となっています。

### （2）施設の整備と運営

施設整備については、あいち海上の森センターは設置から 20 年が経過し、一部老朽化も見られることから、ウッドデッキや物見の丘などの木造施設を改修し適切な管理を行ってきましたが、近年は故障が続いている施設もあり対応が課題となっています。

運営については、NPO 法人海上の森の会と連携し利用者のニーズに対応してきました。その取組の計画と実施については海上の森運営協議会の意見をいただいています。

### (3) 協働・連携の推進

県は、NPO 法人海上の森の会と協働して、海上の森の保全と活用の取組を行ってきました。また、海上の森アカデミー修了生が立ち上げた団体など、海上の森で活動する各団体とも連携し、森林整備や自然環境教育などの活動が行われてきました。そのほかにも、各団体どうしが情報交換をする場をつくり、団体間の連携に寄与することができました。

企業との連携はこれまでに 13 社が CSR 活動の取組として保全活動を実施してきました。2024 年（令和 6 年）度からは、これまでの企業の社員による活動に加えて、企業が人工林の間伐を林業経営体等に委託して森林整備をする連携も始まり、今後の企業連携のモデルとして期待されています。

また、自然共生サイト認定を契機に海上の森に対する企業の関心が高まることが想定され、湿地や広葉樹林の整備等、生物多様性を考慮した新たな企業連携に取り組む必要があります。

関連施設等との連携については、海上の森センターの職員の研修として、2025 年度におかざき自然体験の森及び豊田市自然観察の森を見学し、各施設の取組や課題を聞くとともに、情報交換を行いました。今後さらなる交流を深めることにより、相互の取組の質の向上が期待されます。

そのほか、小中高等学校や大学の野外学習や調査・研究の場として活用されました。小・中学校等教育関係機関の利用が近隣の類似施設と比べて少なく、利用の推進が課題となっています。

瀬戸市や地元地域の活動の場としても海上の森が活用されましたが、近年海上の森近辺の自治会等との交流が希薄になっており、改善する必要があります。

さらに陶磁美術館、瀬戸市万博記念公園（愛・パーク）や愛・地球博記念公園（モリコロパーク）等の近隣施設との連携を推進し、地域全体を盛り上げていく取組も必要です。

### (4) 海上の森の新たな活用

海上の森では、近年トレイルランニングをする人が増加しています。またインスタグラムやユーチューブなどの SNS や動画投稿サイトを利用する人が増え、特に春には野鳥や植物の撮影を目的としたアマチュアカメラマンが多く集まるほか、コスプレをして楽しむ人もいます。

またコロナ禍以降、これまで少なかった家族連れや、若者グループが散策する姿も多くみられるようになりました。

今後はインバウンドによる外国人旅行者の増加も見込まれ、対応するプロガイドのニーズも生まれることが考えられます。

これら新たなニーズに対しては、自然環境の保全を第一に考えつつ適切に対応していく必要があります。また地域住民や従来の利用者との軋轢を防ぐためにも、新たな活用のルールづくりが必要です。

# 第一章 保全活用計画 2035 の位置づけ

## 1 保全活用計画策定の趣旨及び性格

この保全活用計画 2035 は、あいち海上の森条例（平成 18 年愛知県条例第 5 号：以下条例といふ）の趣旨に則り、今後の基本的な考え方や具体的な取組、進め方をまとめたもので、条例第 7 条に基づき知事が定める計画です。

## 2 保全活用計画の期間

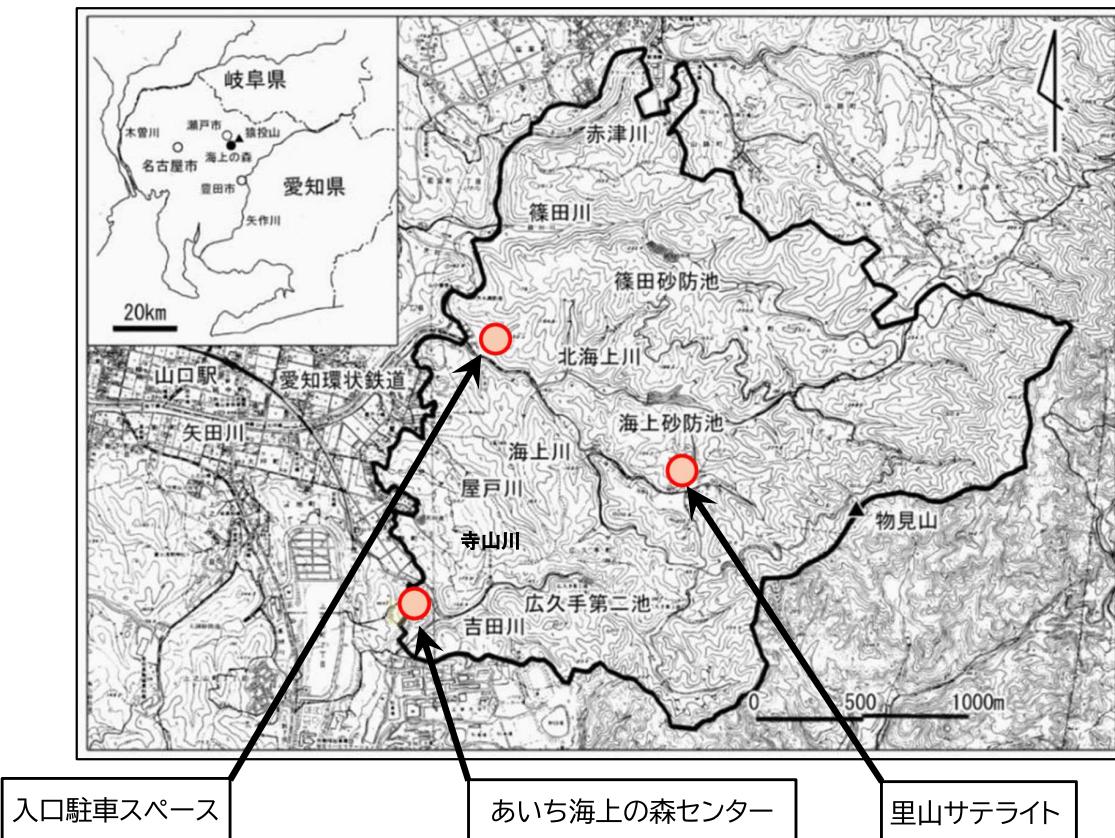
海上の森保全活用計画 2035 の目標期間は、2026 年度（令和 8 年度）から概ね 2035 年度（令和 17 年度）とします。

ただし、大きな変更や方針転換がない場合はその後も継続し、また、期間中でも実態との乖離が生じた場合には必要に応じ見直しを行います。

## 3 保全活用計画の対象区域

保全活用計画の対象区域は、条例第 2 条に定める「海上の森」の区域とします。（図 2）

図 2 対象区域図（太線内の民有地を除く約 510ha）



## 4 海上の森保全活用計画 2035 のコンセプト

これまで「あいち海上の森条例」及び「海上の森保全活用計画」に基づき、海上の森を「愛知万博記念の森」として、保全と活用に取り組んできました。

一方で様々な課題から、計画どおりの取組が出来なかつた点もありました。

また、植生遷移に伴う森林の現況の変化や、獣害への対策、耕作放棄された民有農地の拡大など、新たな変化にも対応する必要が生じています。

「海上の森保全活用計画 2035」では、20 年間の成果と課題を踏まえ、自然環境や社会環境の変化を的確に把握し、100 年後の海上の森の姿を見据えた保全と活用に取り組みます。

### 海上の森保全活用計画 2035 のコンセプト

#### みんなで森のリデザイン～100年後の未来予想図～

1 愛知万博記念の森として引き続き保全していくため、森林や里山の現況や変化を把握し、県民参加によるワークショップ等を開催して、100 年後の海上の森の姿を見据え、森林や里山の保全整備の方針を再構築します。

- (1) 人工林については現況把握を進め、保全整備方針を定めたうえで、森林経営計画を策定して施業を実施し、伐採木の有効利用に努めます。
- (2) 広葉樹林については、植生遷移に委ねることを基本としますが、例外的に保全整備が必要な箇所や、試験的に保全整備する箇所についての調査を実施し、小規模な試行と評価を繰り返して、今後の施業方針に反映させます。
- (3) 海上の森の砂礫地における象徴的な植生であるアカマツ林や、湿地の保全について調査を継続し、保全に取り組みます。
- (4) 農地についても、里山の景観に配慮した保全整備方針の策定、整備、評価を繰り返します。
- (5) 森林・里山の保全整備の方針は、海上の森アカデミーの受講生をはじめ、県民参加により策定します。

2 森林や里山を保全整備するための人材育成を進めます。

- (1) 海上の森アカデミーを開催し、森林・里山の調査やデザインができる人材を育成します。
- (2) 海上の森アカデミー修了生には、専門家、企業等多様な人材からなる海上の森づくりのワークショップに参加してもらい、海上の森の調査、デザインに参画することを期待します。

3 多様な主体との協働を一層推進します。

- (1) 県と県民参加組織である「NPO 法人 海上の森の会」等については、海上の森の保全と活用に係る責任と役割を明確にし、活動や交流を進め、引き続き良きパートナーとしての協働体制づくりに取組んでいきます。
- (2) 自然共生サイトの認定を活用し、自主性、主体性を持った企業・団体等との協働を推進するとともに、保全活動を実施できるフィールド及びメニューの充実や、関連行事に対する協力等を一層推進します。
- (3) 地元自治会等の団体や瀬戸市、教育機関、企業等の連携を一層進め、保全と活用を推進していきます。

**4 海上の森を県民のウェルビーイングを担う場所として活用します。**

- (1) 自然との触れあいによる心理的効果や、活動などに参加して得られる人とのつながりや達成感、身体的な健康促進など、海上の森を県民のウェルビーイングを担う場所として活用します。
- (2) 幼児・児童が自然に触れあうことで生まれる探求心や創造力を養う体験学習を実施します。

図3 里山イメージ図

